

行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会  
第二ワーキンググループ説明資料

年金積立金管理運用独立行政法人

平成25年11月11日  
厚生労働省

# 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の概要

- 設立年月日 平成18年4月1日
- 役職員 理事長 三谷 隆博 理事 1名、監事 2名  
職員70名(非常勤3名)(平成25年4月1日現在)
- 事業の概要 厚生労働大臣から寄託を受けた年金積立金の管理・運用
- 運用方法 民間運用機関(信託銀行及び投資顧問会社)に運用を委託しているほか、国内債券の一部を自家運用している。
- 運用委員会 ・中期計画及び業務方法書の審議、法人が行う年金積立金の管理運用業務の実施状況の監視等を任務とする  
・委員は、経済・金融の専門家等の学識経験者から厚生労働大臣が任命

## 運用委員会委員(五十音順、敬称略)

※平成25年4月1日現在

稲葉 延雄 株式会社リコー取締役専務執行役員  
リコー経済社会研究所所長

◎植田 和男 東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授

臼杵 政治 名古屋市立大学大学院経済学研究科教授  
小幡 績 慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授  
佐藤 久恵 日産自動車株式会社財務部主管  
チーフインベストメントオフィサー

○宇野 淳 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授  
薦田 隆成 (公財)連合総合生活開発研究所所長  
能見 公一 株式会社産業革新機構代表取締役社長

村上 正人 株式会社みずほ年金研究所専務理事

大野 弘道 味の素株式会社取締役常務執行役員

◎:委員長 ○:委員長代理

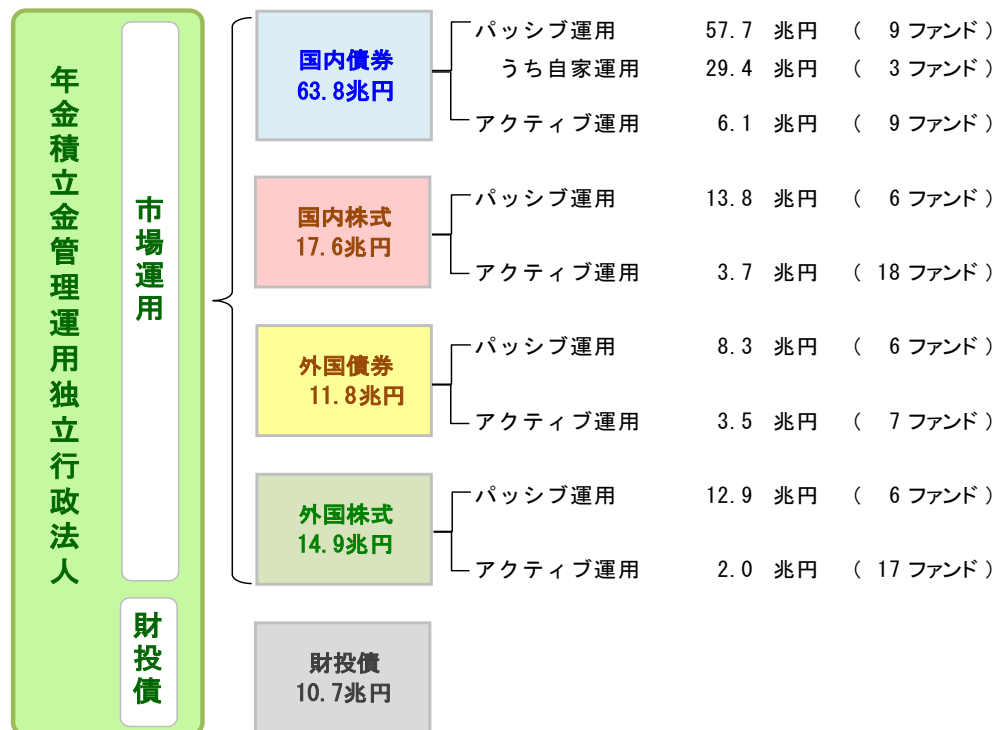
# パッシブ運用及びアクティブ運用の割合

◇ 各資産とも、パッシブ運用を中心に運用を行い、平成24年度末のパッシブ・アクティブの割合は次のとおり、約7～9割のパッシブ運用となっている。(平成25年3月末)

(単位:%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
パッシブ	90.48	78.78	70.60	86.74	84.50
アクティブ	9.52	21.22	29.40	13.26	15.50

## 運用スタイル別内訳



運用資産合計120.5兆円\* (平成25年3月末)

\*短期資産を含む。

(注) 四捨五入のため、各資産の内訳の合算は各資産合計と必ずしも一致しません。

# 諸外国の資産運用機関の概要

名称	米国(連邦)	米国(州・地方公務員年金)	カナダ	ノルウェー	韓国
	社会保障信託基金 (The Social Security Trust Funds)	カリフォルニア州職員退職制度 (カルパース)	カナダ年金プラン投資理事会 (CPPIB)	政府年金基金-グローバル (GPFG)	国民年金基金
概要	<p>一般国民を対象とする連邦政府の社会保障年金制度(賦課方式)の積立金。</p> <p>管理運用主体として理事会が設置されており(6名の理事から構成。事務局は社会保障庁)、実際の管理運用は、専務理事である財務長官の下、他の政府資金と同様、財務省公的債務局で行われている。</p> <p>連邦政府による私企業への政治的介入の懸念から、一般企業の株式・債券への投資は禁止され、現行、全額、いつでも額面で償還できる特別の非市場性国債で運用されている。日次ベースで管理運用されており、この国債の利回りは、国債の市場利回りに連動して決定されている。</p>	<p>3,400を超える米国の州・地方公務員年金基金の中、最大の年金基金であり、先進的な運用等により国際的に著名。カリフォルニア州公務員等を対象とした年金(積立方式)を運営しており、年金給付業務等に併せ、その積立金を管理運用している。</p> <p>理事会は、保険料拠出者である州政府、従業員の代表等13名の理事から構成されている。また理事会の下、理事のみから構成される投資委員会等が設けられている。</p> <p>予定運用利回りは名目7.5%。職員数は2,626名(2013年、運用担当職員以外を含む。)。海外支社はない。</p>	<p>一般国民(ケベック州を除く)を対象とするカナダ年金プラン(連邦と州との共同制度で、2階建て部分に相当。賦課方式)の積立金を管理運用。</p> <p>積立金の管理運用に特化しており、カナダ年金プランの財政検証や負担・給付の見直し等を担当する連邦財務大臣が州財務大臣と共同で監督を行うものの、連邦政府に属さない独立性の高い法人となっている。</p> <p>理事会は、カナダの様々な地域からの代表となるよう、かつ、金融等の能力を持つ者が十分確保されるよう指名された12名の理事から構成されている。また、理事会の下、理事のみからなる投資委員会等が設けられている</p> <p>実際の資産構成割合は、参照ポートフォリオを基礎に、一定のリスクの下、資産種別を追加・変更する方式を採用している 財政上の想定運用利回りは実質4.0%(名目6.3%に相当)となっている。 職員数は約900名(2013年)。ロンドン、香港に海外支社を持つ。</p>	<p>原資は石油収入等であり、年金等将来世代のための資金として管理・運用。名称は「年金」基金であるが、現在、年金給付等への具体的な利用計画はなく、政府資産ファンド(SWF)と位置づけられている。</p> <p>財務大臣が管理運用することとされており、財務大臣が運用ガイドラインを示し、実際の運用は、ノルウェー中央銀行に委託され、ノルウェー中央銀行投資運用局(NBIM)において、ノルウェーの外貨準備とともに管理運用されている。</p> <p>穏健なリスクの下での国際購買力の最大化の追求が運用方針とされている。 NBIMの常勤職員数は、336名(2012年)であり、ロンドン、ニューヨーク、上海、シンガポールに海外支社を持つ。</p>	<p>一般国民を対象とする年金(賦課方式)の積立金。</p> <p>保健福祉大臣が管理運用することとされ、保健福祉大臣を議長とする国民年金運営委員会(20名。政府、保険料拠出者(雇用主従業員、自営業者)、年金専門家)で構成。)が設けられ、基本ポートフォリオ等各種基本方針を決定している。</p> <p>実際の管理運用は、年金給付業務等を行う公法人であるNPS(国民年金サービス)に委託されている。</p> <p>運用目標は、実質経済成長率+消費者物価上昇率+<math>\alpha</math>となっている。 運用担当職員数は159名であり(2012年)、ニューヨーク、ロンドンに海外支社を持つ。</p>
資産残高	約236兆円 (平成24年12月末)	約24兆円 (平成25年3月末)	約17兆円 (平成25年3月末)	約67兆円 (平成25年3月末)	約32兆円 (平成24年12月末)

# 業務運営の効率化への取り組み状況

## 第二期中期目標・計画における節減目標

- ・ 一般管理費(退職手当、事務所移転経費を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。
- ・ 業務経費(システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。

## ○経費節減委員会の設置による経費節減にむけた取組事項等の設定

### 一般管理費

平成21年度予算に対し5年間で15%節減  
416百万円 → 15%節減  
平成25年度予算は、366百万円 (▲12.0%)

### 業務経費

平成21年度予算に対し5年間で5%節減  
1,781百万円 → 5%節減  
平成25年度予算は、1,710百万円 (▲4.0%)

### 経費の節減内容

・ 一般競争入札等による節約等

・ 事務所借料の引き下げ等  
(事務所借料対23年度比9.1%減  
(約1,500万円減))

### 人件費

#### 削減内容

- ◇平成19年度の給与改定による給与抑制  
→ 役員給与の引き下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、退職手当の定額化
- ◇平成24年度からは「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じた措置を実施

平成24年度のラスパイレス指数(学歴、地域勘案) ⇒97.7 (国を下回る水準)

### 宿舍の売却

日野宿舍(横浜市)  
平成22年度売却完了  
平成23年10月国庫納付

行徳宿舍(市川市)  
平成23年度売却完了  
平成24年10月国庫納付

早期目標  
達成

約14百万円の節減効果  
中期目標期間最終年度(平成26年度)未まで  
両宿舍を保有していた場合との比較

# 関係条文

## 根拠法

### ○ 独立行政法人通則法(抄)

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

※ 第六十二条で、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員に準用

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

### ○ 年金積立金管理運用独立行政法人法(抄)

(事務所)

第四条 管理運用法人は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(運用委員会の設置及び権限)

第十五条 管理運用法人に、運用委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の作成又は変更

二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画(第二十条において「中期計画」という。)の作成又は変更

3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。

4 運用委員会は、前二項に規定するもののほか、管理運用業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

(運用委員会の組織)

第十六条 運用委員会は、委員十一人以内をもって組織する。

(委員)

第十七条 委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第九条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条並びに通則法第十四条、第二十一条第二項、第二十二条並びに第二十三条第一項(第十条において読み替えて適用する場合を含む。)及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第一項」と、通則法第二十二条中「非常勤の者」とあるのは「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と、通則法第二十三条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

附則

(事務所に係る経過措置)

第七条 管理運用法人は、政令で定める日までの間、第四条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

# 関係閣議決定

## 根拠閣議決定

- 公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成25年1月24日閣議決定)(抜粋)
- 3 **独立行政法人**(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。)の**役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう厳しく見直すことを要請する**。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。(後略)
- 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)(抜粋)
- 4. 人件費・管理運営の適正化
  - ①人件費の適正化
    - **独立行政法人の総人件費**については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として**厳しく見直す**。
    - **国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める**。  
(中略)
  - ②管理運営の適正化
    - 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、**業務運営コストを削減**する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、**これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定**する。(後略)